

## 入札説明書等に関する質問回答書

### <別添資料6 基本協定書(案)>

	大項目	中項目	細項目	質問事項	回答
475	第2条	第2項	甲及び乙の義務	「本事業の入札手続にかかる審査委員会及び甲の要望事項を尊重する」とありますが、これは応募グループが落札者に選ばれば、審査委員会等で出た意見を応募グループの提案内容に反映し変更しなければならないということでしょうか。又、そうであれば、変更に伴い入札金額も見直すということでしょうか。	入札金額を見直さない範囲で、尊重させていただきます。
476	第2条	第2項	甲及び乙の義務	「乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続にかかる審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。」とあるが、甲の要望事項は入札説明書、業務要求水準書他入札関係資料に網羅されているのと考えられないのでしょうか。お示しください。	現時点では、そのように考えております。
477	第3条	第1項	株式の譲渡等	事業者に対し資金提供を行う金融機関への株式の譲渡、並びに同金融機関の要求する株式への担保設定又はその他処分は、事前に書面による承諾がなされるのでしょうか。	金融機関への担保提供については、大学の事前の書面による承諾を得る必要があります。なお、かかる担保権等の設定により大学が不利にならない合理的な条件で承諾する予定です。
478	第8条		事業契約とん挫の場合における処理	「事業契約の締結に至らなかった場合」の原因について甲又は乙に帰責事由がある場合には、帰責事由のある当事者は相手方が本事業の準備に関して支出した費用を負担すべきと考えます。従って「事由の如何を問わず」を「甲乙いずれの責にも帰すべからざる事由により」に変更していただけないでしょうか。	ご質問のとおりと考え、条文を変更します。
479	第8条		事業契約とん挫の場合における処理	「事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし」とありますが、実施方針等に関する質問回答集No.76では「契約リスクについて事由の帰責性によってリスクの負担者が決まる。当事者双方の原因による場合は協議により分担を決める」とあります。契約リスクについて、どのように考えればよろしいでしょうか。	実施方針等に関する質問回答集No. 76にお示したとおり、契約不締結について帰責事由のある当事者は相手方が本事業の準備に関して支出した費用を負担しますので、条文を変更します。